

平成 24 年 11 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 当麻 茂樹
(コード番号 : 8303 東証第一部)

「新生銀行 パワースmart住宅ローン(安心パック)」が新登場
～ 家計の収支や健康状態の変化といった生活変動リスクに備える新しい住宅ローン ～

当行は、平成 24 年 12 月 1 日(土)より、「新生銀行 パワースmart住宅ローン(安心パック)」のお取り扱いを開始します。この住宅ローンは、従来の「パワースmart住宅ローン」に、月々の返済金額をコントロールできるサービス「コントロール返済」と、所定の要介護状態に備える保険「安心保障付団信」を付加しており、最大で 35 年におよぶ借入期間中の生活変動リスクに、より柔軟に対応できる新しい住宅ローンとなっています。

■「コントロール返済」(正式名称:元金据置サービス)

「コントロール返済」とは、「パワースmart住宅ローン(安心パック)」において、お客さまが一部繰上返済をされた場合、この繰上返済により短縮された返済期間の範囲内において、元本返済を据え置き、月々の返済金額を一時的に少なくすることができるサービスです。「コントロール返済」は、お電話によるお申し込みにより手数料無料でご利用いただけるため、お客さまの家計の収支に急な変化が発生した場合でも、すぐに月々の返済金額を調整いただくことが可能になります。

■「安心保障付団信」(正式名称:団体信用介護保障保険)

「安心保障付団信」とは、脳卒中や交通事故などが原因で引受保険会社(太陽生命保険株式会社)所定の要介護状態が 180 日継続した場合、または、公的介護保険制度の「要介護 3 以上」に認定された場合に、住宅ローン残高に相当する介護保険金がお客さまに支払われる保険のことで、三大疾病、七大疾病だけでなく、その他の病気や転倒、交通事故などに起因した所定の要介護状態に対する保険ですので、万一の健康状態の変化に対しても、安心して住宅ローンをお借入いただくことができます。

当行では、平成 14 年 2 月に「新生銀行 パワースmart住宅ローン」のお取り扱いを開始しました。当初から「保証料 0 円」、「繰上返済手数料 0 円」に代表される一部諸費用を無料とするなど、他行に先駆けて住宅ローンサービスの差別化に取り組み、平成 24 年 9 月末には貸出残高 1 兆円を突破いたしました。

今回、取り扱いを開始する「パワースmart住宅ローン(安心パック)」は、こうした利便性の高い商品性を継承しつつ、ライフスタイルの変化により柔軟に対応できる機能を加えることで、住宅ローンのお借り入れを検討するお客さまの多様なニーズにお応えします。

当行は、今後とも金融商品やサービスの強化・拡充を通じて、お客さまのご満足にお応えすることを目指してまいります。

※ 商品の詳細は別添資料をご覧ください。

以 上

■「新生銀行 パワースmart住宅ローン(安心パック)」の主な商品概要

商品名	新生銀行 パワースmart住宅ローン(安心パック)
申込条件	以下の条件を全て満たされた個人のお客さま ・新生総合口座パワーフレックスを開設していること、または、当該住宅ローンのお申し込みと同時に新生総合口座パワーフレックスを開設すること。 ・借入申込時の年齢が20歳以上65歳以下で、かつ完済時年齢が80歳未満であること。 ・団体信用生命保険への加入資格を有すること。 ・団体信用介護保障保険への加入資格を有すること。 ・連続した就業2年以上、かつ前年度税込年収が300万円以上の正社員または契約社員であること。 ・自営業の場合は、業歴2年以上、かつ2年平均300万円以上の所得(経費控除後の金額)を有すること。 ・日本国籍または永住許可を有すること。なお、永住許可を有しない場合は、配偶者が日本国籍または永住許可を有し、かつその配偶者が連帯保証人となること。 ・お借入人、収入合算者、担保提供者は、暴力団員その他の反社会的勢力に該当しないこと。 ・その他、当行所定の資格・要件を満たしていること。
資金用途	ご本人またはご家族が居住するための ・戸建、マンション(中古物件を含む)のご購入資金 ・戸建住宅の新築資金(土地を既に所有している場合に限りです) ・他の金融機関で現在お借り入れ中の住宅ローンのお借り換え資金
借入期間	5年以上35年以内(1年単位)
借入金額	500万円以上1億円以下(10万円単位)
金利タイプ	変動金利(半年型)タイプ、当初固定金利タイプ(1年、3年、5年、7年、10年)、長期固定金利タイプ(20年、20年超25年以内、25年超30年以内、30年超35年以内<1年単位でお選びいただけます>)
返済方法	元利均等返済
返済日	毎月26日(銀行休業日の場合は翌営業日)
保証料	不要
手数料	事務取扱手数料として10万円(消費税込み)

- ・ 店頭、新生パワーコール(住宅ローン専用番号 0120-456-515/9時~19時/平日・土日・祝日も受付<年末年始の休業日を除く>)、ホームページにて商品説明書をご用意しています。
- ・ 長期固定金利タイプは金利情勢等により、お取り扱いを中止する場合があります。
- ・ 変動金利(半年型)タイプは、当初借入期間以降は、半年毎に当行所定の基準金利が適用されます。
- ・ 当初固定金利タイプは当初借入期間以降は、お客さまからのお申し出がない限り、変動金利(半年型)タイプの当行所定の基準金利が適用されます。
- ・ 当初固定金利タイプについては、当行住宅ローンの提携先企業・団体にお勤めの従業員・職員等のお客さまに金利の優遇等がある場合がございます。詳しくは新生パワーコールまでお問い合わせください。
- ・ 変動金利(半年型)タイプ、当初固定金利タイプをご利用のお客さまは、金利変更時に当初固定金利タイプをご選択いただくことも可能です。ご選択にあたっては、手数料5,000円(消費税込み)がかかります。
- ・ お借り入れ時に適用される金利は原則として毎月見直しを行ないますが、金利動向によっては金利は月中でもその見直しを行なうことがあります。住宅ローンのご契約にあたっては、お客さまの借入金に適用される具体的な適用利率を必ずご確認ください。
- ・ 当行のパワースmart住宅ローンを既にご利用中のお客さまにつきましては、当行でお借り換えをすることはできません。

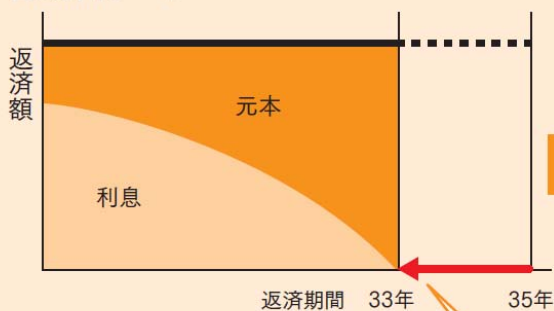
▼「コントロール返済」イメージ図

一部繰上返済により短縮された借入期間の分は、電話1本で元本の返済を据え置き、
月々の支払いを一時的に少なくするサービスです。(コントロール返済手数料は0円です。)

家計に余裕がある時

家計に余裕がある時は、一部繰上返済をできるだけ実施！
何回実施しても繰上返済手数料は0円です。

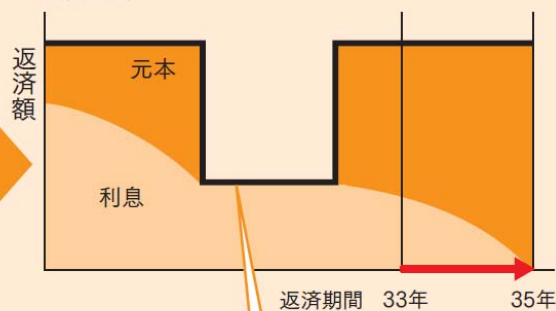
■返済イメージ



一部繰上返済で返済期間を短縮

家計に余裕がなくなった時

収入の減少や急な出費など、余裕がなくなった時は、一部繰上返済により短縮した期間の分は元本返済をお休まして月々のお支払いを少なくできます。コントロール返済手数料は0円です。



短縮した期間の分は元本返済をお休み

【コントロール返済について】●正式名称は元金据置サービスです。●当サービスはパワースmart住宅ローン(安心パック)を申し込まれた方が対象です。10年間特約つき変動金利を選択された方は、当サービスをご利用いただけません。●一部繰上返済を行なっても、返済期間が短縮されない場合は、ご利用いただけません。●ご利用申込時に延滞がある場合は、お申込みいただけません。●元金据置期間は次回の利率変更日を超えてご指定できません。適用利率の変更後、引き続きコントロール返済をご利用いただく場合は、再度のお申し込みが必要となります。●元金据置期間が終了しても、終了のお知らせ等の通知は送付されません。●元金据置期間中に一部繰上返済はできません。スマート返済機能は据置期間中は停止いたしますが、金額指定繰上返済機能は停止しませんので、もし誤って同機能をご利用いただいた場合は、その時点で元金据置期間は終了となり、元金返済に戻ります。●コントロール返済をご利用いただくことで、据置期間中の支払額を減らすことができますが、据置期間中は元本が減らないこと、据置期間分最終期限が延びること、当サービスのご利用前よりも利息の総支払額は増加します。●生活質越(通称「パワーポケットサービス」)または半年毎増額返済(ボーナス返済)を利用されている方は、当サービスをご利用いただけません。

▼「安心保障付団信」(正式名称:団体信用介護保障保険)の概要

安心保障付団信(正式名称:団体信用介護保障保険)	
保険概要	<ul style="list-style-type: none"> ■この保険は新生銀行が保険契約者となり、パワースmart住宅ローン(安心パック)をご利用になるお客さまを被保険者とする保険です。 ■保険料は保険契約者である新生銀行が負担します。 ■この保険は、被保険者が責任開始日以降に発生した傷害または疾病によって保険期間中に、介護保険金の支払い事由に該当した場合、ローン残高相当額の保険金が支払われます。 <p>保険会社より支払われた保険金は新生銀行が受け取り、住宅ローン債務の返済に充当します。</p>
介護保険金の対象	パワースmart住宅ローン(安心パック)の残高を対象とします。
介護保険金の支払い事由とは	<p>介護保険金の支払事由とは、次のいずれかに該当したときをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公的介護保険制度の要介護3以上に該当していると認定されたとき ②次のいずれかに該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師によって診断確定されたとき <ul style="list-style-type: none"> ●「歩行」、「衣服の着脱」、「入浴」、「食物の摂取」、「排泄」の5項目のうち1項目が全部介助、かつ他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき ●上記5項目のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき ●器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき <p>【介護保険金が支払われない場合】 次のような場合には、介護保険金が支払われないことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①免責事由(保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意/被保険者の薬物依存/戦争その他の変乱等)に該当した場合 ②加入(責任開始)日前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合 ③告知義務違反により契約が解除となった場合 ④詐欺による取消しまたは不法取得目的により無効となった場合 ⑤重大事由により契約が解除となった場合 ⑥保険契約が効力を失った場合 など
被保険者の保険期間	住宅ローンのお借入期間
引受保険会社	太陽生命保険株式会社
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込時に引受保険会社あての加入申込書兼告知書をご提出いただけます。 ●申込金額5,000万円超の場合には、引受保険会社所定の健康診断結果証明書もご提出いただけます。 ●告知内容によりご加入いただけない場合があります。 ●ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」および「重要事項に関するご説明」で詳細を必ずご確認ください。

※当行指定の団体信用生命保険と団体信用介護保障保険の両方にご加入いただけない場合は、パワースmart住宅ローン(安心パック)はご利用いただけません。(団体信用生命保険のご加入は、対象商品のご利用の要件です。)

※介護保険金のお支払いについては、条件がありますので、「被保険者のしおり」をご確認ください。